=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する 事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その 内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用してい ただくことを目的として配信しています。

=目 次=

- 1. 重大事故等情報=7件(3月22日~3月28日分)
- (1) 乗合バスの車内事故1
- (2) 乗合バスの車内事故2
- (3)貸切バスが自転車と衝突した事故
- (4) タクシーと自転車が衝突した事故
- (5) トラックが貸切バスに追突した事故
- (6) 大型ダンプと軽乗用車が衝突した事故
- (7) タンクローリーが転落、危険物が漏えいした事故
- 2. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました!
- 3. 事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について
- 4. 事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について
- 5. 高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について(再周知)
- 6. 高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について(再周知)

- 【1. 重大事故等情報=7件】(3月22日~3月29日分)
- (1) 乗合バスの車内事故1

3月22日(金)午前10時30分頃、鹿児島県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客20名を乗せて運行中、乗客(女性、74歳)が転倒した。 この事故により、当該乗客が腰椎骨折の重傷を負った。

事故当時、当該乗合バスは、バス停付近に駐車してあった車両を避け当該バス 停に停車、降車扱い後、発車する際に当該駐車車両に気を取られ、車内確認を 怠ったまま発車したところ、落し物を拾うため座席から立ち上がっていた当該 乗客が転倒した模様。

(2) 乗合バスの車内事故2

3月22日(金)午後2時35分頃、神奈川県において、同県に営業所を置く 乗合バスが乗客25名を乗せて運行中、乗客(男性、66歳)が転倒した。 この事故により、当該乗客が背骨を骨折する重傷を負った。

事故当時、当該乗合バスは乗降扱いのためバス停に停車して、2名乗車し、3 名が降車した後、扉を閉め、乗車客の着座を確認せずに発車し、20メートル 先で停車のためブレーキを踏んだところ、その反動で当該乗客が転倒した模様。

(3)貸切バスが自転車と衝突した事故

3月24日(日)午後5時50分頃、栃木県において、神奈川県に営業所を置く貸切バスが乗客を乗せて運行中、自転車乗りを撥ねた。

この事故により、当該自転車乗りが死亡した。

事故現場は片側3車線であり、事故当時、当該貸切バスが第三通行帯を走行中、 同方向に通行中の自転車乗りが、突然斜めに横断をしてきたため、当該貸切バ スの左前部バンパーに当該自転車が衝突し、転倒した模様。

(4) タクシーと自転車が衝突した事故

3月24日(日)午後5時10分頃、東京都において、都内に営業所を置くタクシーが乗客1名を乗せて運行中、自転車と衝突した。

この事故により、当該自転車乗りが死亡した。

事故当時、当該タクシーが時速30キロほどで交差点を運行中、当該自転車が 当該タクシーから見て、右方向より一時停止を無視して当該交差点に進入し、 接触した模様。

(5) トラックが貸切バスに追突した事故

3月22日(水)午前4時55分頃、長野県の高速道路において、大阪府に営業所を置くトラックAが運行中、貸切バスに追突し、当該貸切バスが、そのはずみで左に停車していたトラックB及びトラックCの2台に衝突し、さらに前方に駐車していたトラックDの後面にぶつかり、停車した。

また、トラックCは、当該貸切バスに右後から右側面に衝突されたはずみで、 前方に停車していたトラックEの右前に衝突した。

この事故により、トラックAの運転者が死亡、当該貸切バスの乗客のうち1名が 重傷、24名が軽傷、乗務員は2名が軽傷、トラックD及びEの運転者の2名 が軽傷を負った。

事故当時、トラックAは、サービスエリア内への引き込み道路上で低速で走行していた乗用車を避けようとしたが避けきれず、乗用車の左側をこすりながら 走行し、そのまま前方の当該貸切バスに追突した模様。

(6) 大型ダンプと軽乗用車が衝突した事故

3月23日(土)午後2時50分頃、岩手県において、同県に営業所を置く大型ダンプが走行中、軽乗用車と正面衝突した。

この事故により、当該軽乗用車の運転者と後部座席の1名が死亡、助手席の1 名が軽傷、大型ダンプの運転者が軽傷を負った。

事故現場は、当該軽乗用車から見て、下り坂の急カーブで、事故当時、当該軽乗用車は下り坂を走行中、何らかの理由によりセンターラインをはみ出し、上り坂を走行中の大型ダンプと正面衝突した模様。

(6) トラックがキャンピング車に衝突した事故

3月25日(月)午前1時45分頃、長野県の高速道路において、埼玉県に営業所を置く大型トラックが故障で停止していたキャンピング車に追突し、そのはずみでキャンピング車は追越し車線側にはじき飛ばされ中央分離帯で止まったところに、福岡県に営業所を置く中型トラックが大型トラックとの追突を避けようと走行車線から追越し車線側に進路変更したところ、中央分離帯で止まっていたキャンピング車に追突した。

この事故によりキャンピング車の乗員2名が死亡した。

なお、どちらのトラックの衝突により死亡したかについては、現在、調査中。

(7) タンクローリーが転落、危険物が漏えいした事故

3月27日(水)午前10時20分頃、千葉県において、同県に営業所を置く タンクローリーが塩酸約8500リットルを積んで走行中、道路脇の水田に転 落した。

この事故による負傷者はなし。

事故当時、当該タンクローリーの運転者は、対向車の大型車とすれ違うため、 ハンドルを左に切ったところ、道路左側にある水田に転落し、塩酸数リットル が流出した模様。

なお、当該タンクローリーをクレーン車で引き上げ作業に当たっていた男性が、 臭気を吸い込んで体調を崩し病院へ搬送された模様。

【2. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました!】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを1つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。

今回、1つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しました ので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います!

→ (http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html)

[掲載マニュアル一覧]

- ・H24年4月:自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
- ・H24年3月:トラック追突事故防止マニュアル
- ・H23年7月:乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
- ・H22年7月:事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル

- ・H21年10月:映像記録型ドライブレコーダ活用手順書
- ・H21年7月:トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル

【3.事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について】

旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)及び貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)では、自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないと規定するとともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定されています。

しかしながら、健康面での問題に起因した事故は依然として発生しており、 事業用自動車の運転者の健康状態の確認について、これまでも平成23年10 月14日付け文書(国自安第32号)等で徹底をお願いしてきたところですが、 今般、平成24年12月23日、静岡県静岡市の交差点において、乗客15名 を乗せた乗合バスが路肩に駐車していた軽乗用車に接触しその弾みで信号機に 衝突し、その信号機を押し出しながら、その前方のタクシーに追突し、乗合バスの乗客8名、タクシー運転者及び乗合バスの運転者の合計10名が軽傷を負 う事故が発生しました。

この事故の詳細な原因は現在調査中であるものの、当該乗合バスの運転者が、 事故の直前に何らかの原因により意識を喪失したために発生したと推察される ものであることから、下記の事項について、改めて徹底を図るよう貴傘下会員 に対して周知方よろしくお願い致します。

記

- 1. 点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認 を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、 適切な運行管理を図ること。
- 2. 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく健康診断を受診させ、 また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、 医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。
- 3. 平成22年7月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

【4. 事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について】

国土交通省では、これまでも「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、事業用自動車の事故防止対策を推進しているところですが、平成24年 上半期の事業用トラックが第一当事者となる死亡事故発生件数が増加傾向にあります。

夏の行楽シーズンに伴う交通量の増加が見込まれたことから、より一層事故 防止対策に取り組む必要があるため、平成24年8月に、トラック事業者にお ける安全対策及び事故防止の徹底を図るため、事業者団体に対し要請を行いま したのでお知らせ致します。

 \rightarrow (http://www.mlit.go.jp/common/000220674.pdf)

【5. 高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について】

昨年8月2日に東北自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、同種事故の再発を防止するため、交替運転者の配置基準の遵守をはじめ、輸送の安全に万全を期すよう、国土交通省は高速ツアーにおける安全確保の再徹底について、公益社団法人日本バス協会及び高速ツアーバス連絡協議会に対し、通達を発出しましたのでお知らせいたします。

→ (http://www.mlit.go.jp/common/000219969.pdf)

【6. 高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について】

昨年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、国土交通 省では、同年6月11日に「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」 を決定し、「今夏の多客期の安全確保のための緊急対策」等をとりまとめました。

また、当該緊急対策の実施に関し、6月29日以降で以下の通りの措置を講じま した。これらについてお知らせ致します。

- 〇「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」(6月11日公表)
 - → http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo10_hh_000030.html
- 〇「高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について」(6月29日公表)
 - 1. 高速ツアーバス運行事業者リストの作成・公表及び同リストの活用
 - → 高速ツアーバス運行事業者リストを公表

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000010.html)

- 2. 旅行業者・貸切バス事業者間の書面取引の義務化
 - → 省令・告示の公布(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000008.html)
- 3. 「高速バス表示ガイドライン」の策定
 - → ガイドラインの策定・公表

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000009.html)

- 4. 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定
- → ガイドラインの策定・公表

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html)

- 5. 旅行業法の制度の見直しによる安全対策強化
 - → 省令の公布 (http://www.mlit.go.jp/common/000216017.pdf)
- 6. 「高速ツアーバスの安全通報窓口」の設置
 - → 通報窓口の設置(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000006.html)
- 〇「高速ツアーバス等の過労運転防止のための交替運転者の配置基準等の策定に ついて」(7月18日公表)
- → 関係通達の改正
 (http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000097.html)
- 〇「高速ツアーバスの利用者に向けた安全に関する情報の提供について」(7月 18日公表)
 - → 利用者向け安全情報の提供 (http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000098.html)
- 〇「夜間・長距離運行する貸切バスの後退運転者の配置基準の策定について」 (11月26日公表)
 - → 関係通達の改正

(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000117.html)

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお 寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html)

【参考】

*自動車局ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html)

*自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。 そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)
- ・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

*自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール 又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表 されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが 必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、 自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますの で、忘れずに修理を受けましょう。